

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境保全課	
許 認 可 等 名	帯水層の深さに係る確認	
根 拠 法 令	土壌汚染対策法施行規則	
根 拠 条 項	第44条第3項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
審 査 基 準	基 準	<p>・土壌汚染対策法施行規則 第44条第3項 3 都道府県知事は、第1項の申請があったときは、同項第3号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第4号の観測の結果からみて前項第3号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第43条第1号ロの確認をするものとする。</p>
	参 考 事 項	土壌汚染対策法施行令第10条により市長が行うこととされている(別紙のとおり。)
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数30日(休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定(令和 年 月 日最終変更)

審查基準

基 準